

令和6年4月1日から開始

骨髄移植等により予防接種を 再接種する方へ補助金を支給します

〈 対 象 者 〉

次の両方に該当する方

- ・ 再接種を受ける日において、茅ヶ崎市内に住所を有する20歳未満の方
- ・ 骨髄移植等の医療行為により、接種済みのこどもの定期予防接種について
再接種の必要があると医師に判断され、令和6年4月1日以降に再接種した方

※再接種は任意接種の位置付けとなります。

〈 補助対象額 〉

該当する予防接種の再接種費用と補助上限額のいずれか低い額
(医師の意見書作成料などの文書料等は補助の対象になりません。)

対象者や手続きの詳細は
お問い合わせください



〈 主な手続き 〉

① 事前相談

健康増進課に電話または窓口で事前相談する。(母子健康手帳をご用意ください)

② 準 備

医師に「医師の意見書」を記載してもらう。(意見書は補助金申請用の様式があります)

③ 接 種

予防接種を受け、接種費用を支払う。ワクチン名・ワクチンごとの金額記載がある領収書、
再接種した予防接種・接種日・接種医療機関がわかるもの(母子健康手帳など)を受け取る。

④ 交付申請

交付申請書と必要書類を健康増進課へ提出する。

※申請期限は、再接種を受けた日から1年以内です。

- (1) 申請者の本人確認書類
- (2) 医師の意見書(補助金申請用の様式があります)
- (3) 再接種に関する領収書及び内訳書
- (4) 定期予防接種・再接種の記録がわかるもの(母子健康手帳又は予診票の写し等)

